

第1章 被災者生活再建支援制度の概要

1 被災者生活再建支援法の制定及び改正の経緯

(1) 被災者生活再建支援法の制定

阪神・淡路大震災において見られたように、住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた被災者の中には、経済的理由等により、従来の低利融資や税の減免等の措置だけでは、自立した生活の再建をすることが困難な者が存在します。

こうした実情、教訓を踏まえ、平成7年9月、全国知事会が「地震等災害による被災者の自立再建を支援する災害相互支援基金の創設に関する決議」を行いました。その後、関係機関等により様々な検討が進められ、最終的に自民、さきがけ、民主、公明、自由、社民の6党共同提案で「被災者生活再建支援法」が提出され、自然災害による被災者に対し最高100万円（家財道具等の購入等に要する経費）を支援する制度として平成10年5月に成立しました。

(2) 平成16年の法改正

制定時において法附則により「住宅再建支援の在り方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする」と規定され、被災者の安定した居住の確保は、自立した生活再建を支援する上で残された最重要課題の一つとなっていました。

また、衆議院災害対策特別委員会における附帯決議においても、（制度創設時の）「施行後5年を目的として、この法律の施行状況を勘案し、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。」とされていました。

平成15年7月、全国知事会は全国知事会議において、「自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議」を採択し、都道府県が新たに資金を拠出して、公的支援による住宅再建支援制度を創設することを決議し、同年10月には、全国知事会として300億円を新たに拠出することを申し合わせ、国に対して、全壊世帯に200万円の支援金を支給する等の制度創設の要望を行いました。

このため、居住安定支援制度創設を含む被災者生活再建支援制度の拡充が平成16年度政府予算案において認められ、平成16年2月の閣議決定を経て「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」として国会に提出され、同年3月に衆議院及び参議院においていずれも全会一致で可決成立し、全壊世帯で最高200万円の居住関係経費の支給を追加する等の改正が行われました。

(3) 平成19年の法改正（現行制度）

平成16年の法改正の際、衆参の災害対策特別委員会における附帯決議において、「居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後4年を目的として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。」とされました。

これを踏まえて、政府では「被災者生活再建支援制度に関する検討会」を設置し、

検討を進めてまいりましたが、本制度の使い勝手の悪さ、支給要件の複雑さが指摘され、その結果、居住関係経費の支給率が3割に満たず、被災住宅の再建を初めとする被災地の速やかな復興が必ずしも十分になされているとは言いがたい状況にあることが明らかになりました。

一方、今回の法改正は、こうした認識を下敷に、立法府の責務として思い切った制度改善を早急に行い、被災者の居住の安定の確保による生活の再建等に向けた一層の支援を図る必要があるとの考えから、議員立法により行われました。

改正にあたっての基本的な考え方及び改正の概要は以下のとおりです。

① 支援金の支給制度の充実を図ることに伴い、法律の目的を、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」に改めることとしました。

② 旧法の煩雑な手続、複雑な支給要件及び支給内容を見直すこととしました。

具体的には、支援金の支給方法について、使途を限定した上で実費額を精算支給するこれまでの実費積み上げ支給方式を改め、使途の限定をしない定額渡し切り方式とすることとしました。また、これに伴い、従来の「生活関係経費」と「居住関係経費」の区分を撤廃し、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」とに区分することとしました。

さらに、支援金の支給対象要件については、収入要件及び年齢要件を撤廃することとしました。

③ 住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ない事由により住宅の解体に至った世帯を支援の対象として追加することとしました。

2 被災者生活再建支援法の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としています（法第1条）。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害をいいます。支援法の対象となる自然災害は、次のとおりとなっています（法第2条第1号、令第1条）。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市区町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）
- 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）

※ ①は災害救助法の適用が必ずしも前提になっていません。

※ ②～⑥については①に掲げるいわゆるみなし規定は適用になりませんのでご注意ください。

※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置、令附則参照）

(3) 支援金の支給対象

上記（2）に該当する自然災害により、

① 住宅が全壊した世帯、あるいは住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯、災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（法第2条第2号イ、ロ、ハ）。

② 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければならない該当住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）（法第2条第2号ニ）。

が支援金支給の対象となります。

(4) 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります(法第3条第2項)。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

区分	基礎支援金		加算支援金		計 ①+②
	住宅の被害程度 ①	住宅の再建方法 ②	基礎支援金	加算支援金	
複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
単数世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
単数世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
単数世帯 (世帯の 構成員が 単数)	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75

(単位：万円)

※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとし(法第3条第3項)。

※ 単数世帯の支援金の額は、複数世帯の3/4とします(法第3条第5項)。

(5) 支援金の申請期間

基礎支援金は、被災した日から13月、加算支援金は、被災した日から37月となつていきます(令第4条第1項、第2項)。

また、やむを得ない場合は申請期間の延長も可能となっています(令第4条第4項)。

(6) 被災者生活再建支援法人

支援法は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給することとしています。そのため、都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託しています(法第4条)。

(7) 国の補助

国は、支援法人が支給する支援金の額の2分の1を補助することとされています(法第18条)。

第2章 被災者生活再建支援事業

1 市区町村、都道府県、被災者生活再建支援法人の連携

都道府県及び市区町村は、被災世帯がその困難な状況の中で円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、更に被災世帯の個人情報情報の保護に充分配慮されるよう努めてください。

(1) 支援金支給申請書等のとりまとめ

支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主(特段の事情がある場合には、当該世帯主に準ずる者)は、被災日を基準とした当該世帯に関する事項等を記載した支援金支給申請書を市区町村を経由して都道府県に提出することとなります。

なお、現在、すべての都道府県が支援金支給に関する事務の全部を支援法人に委託しているため、市区町村は、提出された支援金支給申請書及び添付書類を確認等取りまとめの上、速やかに都道府県を経由して支援法人に提出していただきます。

(2) 被災者への申請に当たったの対応

市区町村は支援金の支給申請に際しては、被災者生活再建支援制度の趣旨及び内容を説明するとともに、支援金支給申請書の記載方法、申請の時期等その手続に遺漏のないよう懇切・丁寧に対応してください。

(3) 支援金支給申請書等の確認等

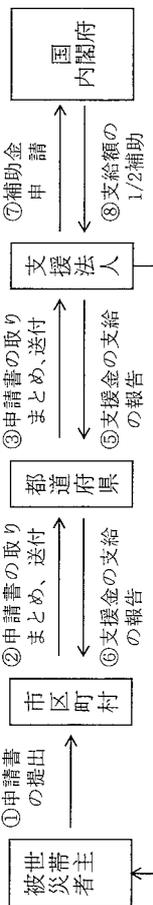
被災世帯からの申請書類は、市区町村が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認する等した上で、都道府県に送付してください。

都道府県は、必要があれば市区町村に対し、当該申請に係る世帯に関する調査の実施、又は、資料の提出を求めてください。

(4) 制度の周知等

支援法人では、被災者生活再建支援制度について、幅広くご理解をいただくために、広報資料を作成しています。都道府県及び市区町村広報紙等において制度の広報を行うだけでなく、災害発生時には、支援法人作成の広報資料の被災者等への配布や、必要に応じて説明会の開催をお願いしています。

【参考】支援金支給事務の基本的な流れ



④支援金の支給の決定及び支給

2 被害認定等

(1) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害をいいます。支援法の対象となる自然災害は、次のとおりです（法第2条第1号、第2号、令第1条）。

① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害

② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害

③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

④ ①又は②の市区町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

⑥ ①若しくは②の市区町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）

2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）

※ ①は災害救助法の適用が必ずしも前提になりません。

※ ②～⑥については①に掲げるいわゆるみなし規定は適用になりませんのでご注意ください。

※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市区町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置、令附則参照）

(2) 住宅の被害認定

住宅の被害認定は、認定基準（「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」）により市区町村が行うこととされています。

被害認定にあたっては、その重要性に鑑み、迅速かつ適正に行うよう努めてください。また、全壊には全焼、全流失が、半壊には半焼が含まれるものとされています。

なお、被害認定にあたっては、必要に応じ、災害救助法の適用の際の取扱いと同様に、都道府県の協力を得るなどして、建築関係技術者等の専門家の確保についても考慮する必要があります。

(3) 大規模半壊について

支援法の適用対象となる被災世帯は、制度創設時には、「全壊世帯」及び「全壊と同等の被害を受けたと認められる世帯」（半壊解体世帯及び長期避難世帯）に限定されてきました。しかし、平成16年の法改正で、居住困難な程度に半壊した住宅であって、補修を行うことで居住確保がなされるものについても支援することで、既存ストックの有効活用を図りながら被災者の居住安定支援と被災地の早期復旧が図られることから、そうした世帯を「全壊に準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯」と

して、居住安定支援制度の対象被災世帯とすることとしました。更に、平成19年の法改正では、基礎支援金、加算支援金とも支給対象被災世帯となりました。

具体的には、「居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯」を「大規模半壊世帯」としています。被害認定基準の「住家半壊」の基準のうち、原則として下記により「大規模半壊」の認定を行うこととなります。

なお、関係省庁の協力も得て、内閣府において作成された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」には、「被害認定基準」に基づき、被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法が示されています。

また、内閣府、消防庁のホームページに掲載されていますので、活用してください。

災害の被害認定基準（抜粋）

被害種類	認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもので、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

支援法に係る大規模半壊の認定について

被害種類	認定基準
大規模半壊	住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 4 構造耐力上主要な部分とは、住宅の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい）、方づえ、火打材その他これらに類するもの）、床版、屋根版又は横架材（はり）、けたその他これらに類するもの）等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、量、局所的な小階段等は含まない。

【 参 考 】

- 対象となるその他の異常な自然現象
法第2条第1号に定める「その他の異常な自然現象」とは、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流、火砕流等をいいます。
- 自然災害の認定
令第1条各号に定める「自然災害」は、原則として同一の自然現象（以下「原因」という。）によるものを単位とします。ただし、同時又は相接近して異なる原因による自然災害が発生した場合で、いずれの原因によるものであるかを判別できない場合は、これらの自然災害を1つの原因によるものとみなし、認定することになっていきます。
- 都道府県及び市区町村の人口
対象となる自然災害を認定する場合の基礎となる都道府県及び市区町村の人口は地方自治法第254条、同法施行令第176条及び177条に定めるものとし、原則直近の国勢調査人口の確定値とします。

○ 居住の定義

居住とは、世帯が当該住宅を生活の本拠として日常的に使用していることをいうものとしてします。したがって、旅行者等の一時的な滞在、別荘等を一定期間管理する場合などは、居住にはあたらないものとされています。なお、住民登録の有無は、生活の本拠を見分ける上で、有力な判断材料の一つです。

○ 世帯の定義

世帯とは、社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにする者の集まり又は独立して生計を維持する単身者をいいます。

例えば、赴任先で被災した単身赴任者についても1つの世帯として取り扱うものとなりますが、生活の本拠が移転していないと認められる場合には、この限りではありません。

また、1つの建物に居住しているが、生計を異にしていると認められる者についても、別の世帯として取り扱うものとしてしますが、この場合には、災害発生時点で別の世帯として住民登録が行われていることを原則とし、住民登録上は同一世帯とされている場合には、公共料金の契約が別に行われている場合など生計が別であることを確認できる場合に限り、別の世帯として取り扱うものとしてします。

○ 世帯主の定義

法第3条に定める世帯主とは、世帯の居住する住宅が被害を受けた日（以下「被災日」という。）において、主として当該世帯の生計を維持している者というものとします。

○ 住宅全壊世帯に準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯

- ① 法第2条第2号ロに定める「その他これらに準ずるやむを得ない事由」とは、たとえば賃借している住宅が半壊となる被害を受け、賃貸人の意向で当該住宅が解体された場合の賃借人世帯や、豪雨災害等により流入した土砂の除却のために解体が必要な場合などが考えられ、また、敷地被害については、敷地の修復のため住宅解体せざるを得ない場合が典型的なケースと考えられますが、どのような事情で当該住宅を解体し、又は解体されたのかについて、個別に判断していく必要があります。
- ② 法第2条第2号ハに定める世帯とは、火砕流等の発生により、住宅に直接被害が及んでいるか、又は、被害を受ける恐れがあるなど世帯に属する者の生命又は身体に著しい危険が切迫していると認められることから、当該住宅への居住が不可能な状態が既に継続しており、かつ、その状態が引き続き長期にわたり継続する可能性がある当該世帯等をいうものとします。

この規定は、噴火災害のように避難指示の設定等の危険な状態により、長期の避難が見込まれる被災世帯や離島における地震災害等により、社会的インフラストラクチャーが失われ、居住することが不能となった被災世帯を念頭においたものですが、その認定にあたっては、認定時点において避難状態が解消の見通しがなく、世帯の生活及び住宅の実情等から新たな生活を開始する必要性が生じていると判断され、被災世帯として認定するものとし、

なお、この場合にあつては、個別の災害があらからじめ令第1条各号に定める自然災害となるものでなければなりません。

(4) 被害報告

市区町村は、当該自然災害にかかる次に掲げる事項について都道府県あてすみやかに報告をしてください。

- ① 市区町村名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- ② 災害の原因及び概況
- ③ 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊（全焼、全流失を含む。以下同じ。）、大規模半壊、半壊（半焼を含む。以下同じ。）及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）

※ 自然災害発生後の初期段階では、災害救助法による救助の実施に関与する住家被害の報告と同一のもので構いません。

- ④ その他必要な事項

なお、当該報告事務については、あらかじめ担当窓口を定めておくとともに、都道府県の報告責任者と密接な連携を図ってください。

(5) り災証明書等必要書類の発行

申請者は、次に掲げる書類を被災者生活再建支援金支給申請書に添付する必要があるりますので、市区町村は、当該被災者から請求があった時は、必要な書類を発行してください。

- ① 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② り災証明書及び半壊、敷地被害解体世帯については解体されたことが確認できる証明書類

3 適用の手続き

(1) 被害状況のとりまとめと報告

① 被害状況のとりまとめ

法の対象となる自然災害は、一定数の住宅全壊等が要件となっていますので、都道府県は市区町村からの被害報告を責任をもってとりまとめてください。

② 被害状況等の内閣府等への報告

ア 報告の責任者

都道府県は、自然災害の状況等の報告事務について、報告責任者及びその補助者をあらかじめ定めておかなければならないとされています。なお、報告責任者は、係長以上の職員を充てることとし、その報告責任者及び補助者の氏名、連絡先（電話、FAX、Eメールアドレス）を内閣府政策統括官（防災担当）及び支援法人あてに文書により報告してください。また、報告責任者が交替した場合は、速やかにその旨報告してください。

なお、連絡先については、代表電話番号を登録する場合には、併せて勤務時間外においても通じる直通電話番号を登録してください。

イ 報告の内容

都道府県は、発生した災害が令第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又は、その可能性があると認められる場合には、次に掲げる事項について、市区町村からの報告をとりまとめたいえ、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び支援法人あて報告してください。また、その内容に変更があった場合には、その都度速やかに報告してください。

(ア) 災害が発生した日時及び場所

(イ) 災害の原因及び概況

(ウ) 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊（全焼、全流失を含む。）、大規模半壊、半壊（半焼を含む。）及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）

※ 自然災害発生後の初期段階では、災害救助法による救助の実施に関与して行われる住家被害の報告と同一のもので構いませんが、最終的な被害世帯数が固まるまで、内閣府政策統括官（防災担当）及び支援法人に対して報告してください。

(エ) 法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した市区町村名又は都道府県名

(オ) その他必要な事項

(2) 支援法の対象となる自然災害の公示と内閣府政策統括官（防災担当）等への報告

都道府県は、市区町村からの報告を精査した結果、発生した災害が令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、次に掲げる事項について、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び支援法人あて報告するとともに、公示を行ってください。

(ア) 法の対象となる自然災害が発生した市区町村名又は都道府県名

(イ) 当該市区町村における上記(1)②イ(ウ)に定める世帯数（令第1条第3号に該当する場合は、都道府県を1つの単位とした世帯数）

(ウ) 公示を行う日

(エ) その他必要な事項

都道府県は、令第1条第1号、第2号、第4号及び第5号に該当する自然災害であ

る場合は、市区町村の区域を単位として公示を行ってください。
また、令第1条第3号に該当する場合には、都道府県を1つの区域として公示を行ってください。

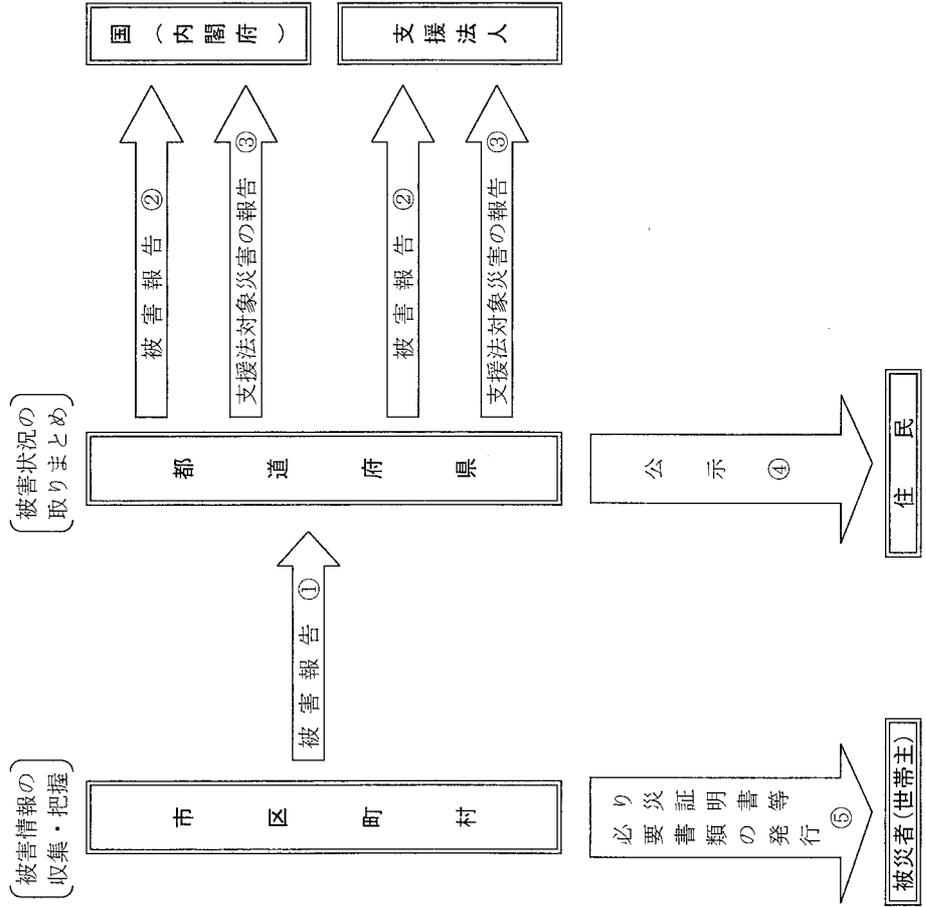
【参考】公示の形式例

災害が発生した日

平成〇年〇月〇日、〇〇市区町村（又は〇〇都道府県）の区域内において発生した〇〇災害を被災者生活再建支援法の対象となる自然災害とする。

当該災害の名称

被害報告から公示等への流れ



第3章 支援金の申請・支給

1 支援金の申請

(1) 対象世帯

令第1条に該当する自然災害により、

- ① 居住する住宅が全壊（全焼・全流失）した世帯（法第2条第2号イ）
 - ② 居住する住宅が半壊（半焼）し、又は敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は住宅が解体された世帯（法第2条第2号ロ）。
 - ③ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（法第2条第2号ハ）。
 - ④ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければならない当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）（法第2条第2号ニ）。
- が支援金支給の対象となります。

(2) 支給額

支援金の支給額は、自然災害の発生時においてその属する者の数が2以上である被災世帯（複数世帯）については、100万円（大規模半壊世帯については50万円。以下「基礎支援金」という。）に、当該被災世帯が（ア）から（ウ）までに掲げる世帯であるときは、当該（ア）から（ウ）までに定める額（以下「加算支援金」という。）を加えた額とします（法第3条第2項）。

- （ア）その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯……………200万円
- （イ）その居住する住宅を補修する世帯……………100万円
- （ウ）その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯……………50万円

○ 支援金の支給額：以下の2つの合計額

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊、解体、長期避難	大規模半壊
支給額	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
支給額	200万円 (150万円)	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)

- ※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとして
ます（法第3条第3項）。
- ※（ ）内は、自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯（単数
世帯）の支援金の額です（複数世帯の3/4、法第3条第5項）。

(3) 支給申請手続き

支援金を申請する際には、支給申請書に次の書類を添付の上、地元市区町村役場
に申請して下さい。

① 基礎支援金

- ア 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅
の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書
- イ 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる市町村が発行する
り災証明書（住宅に半壊の被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体した場合も同
様。）
- ※ 長期避難世帯として認定された世帯は提出する必要はありません。
- ウ 預金通帳の写し（銀行・支店名、預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記
載があるもの）

- ☆ 半壊解体・敷地被害解体した世帯はこれに加えて次の書類が必要です。
- エ 住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体
し、又は解体されたことが確認できる証明書
- ※ 支給申請書に、解体した理由を記入するとともに、解体が完了したことが確
認できる証明書（公的機関による解体（確認）証明書、証明書、写真など住宅の敷地に
の添付が必要です。
- オ 宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真など住宅の敷地に
被害を受けたことが確認できる証明書（敷地被害解体に該当する場合）

- ☆ 長期避難世帯として認定された世帯は次の書類が必要です。
- カ 長期避難世帯に該当する旨の市町村による証明書
（長期避難世帯に該当する場合）

② 加算支援金

法第3条第2項各号に掲げる世帯に該当することが確認できる書類（住宅の建設、
購入、補修又は賃借を行ったことを示す契約書の写しを添付することが原則ですが、
住宅建設であれば登記簿謄本や建築確認書の写しなど代替できる書面でも可能で
す。）

	全 壊		大規模半壊
	半壊 解体	解体 体	
基礎支援金	① ①り災証明書	○	○
	② 解体証明書	○	○
	③ 滅失登記簿謄本	○	○
	④ 敷地被害証明書類	○	○
	⑤ 住民票 (外国人登録済証明書)	○	○
加算支援金	⑥ 預金通帳の写し	○	○
	⑦ 契約書等の写し	○	○

③ 支援金支給申請書

被災者（世帯主等）が支援金を申請するときは、「被災者生活再建支援金支給申
請書」（別紙様式第7号）に必要事項を記入して下さい。

【注意事項】

- 「支給番号」の枠内は記入しないで下さい（2回目以降の申請では記入）。
- 「Ⅲ 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい」の欄は上下2段となつて
いますが、下段は振込先がゆうちょ銀行である場合に記入して下さい。
- 「Ⅳ 住宅の被害状況を○で囲んで下さい」の中の「長期避難」に該当する場合
は特殊な取り扱いになりますので、地元市町村役場とご相談下さい。
- V (1) は**基礎支援金**を申請する欄です。該当する金額を○で囲み、申請額を
記入して下さい。
- V (2) は**加算支援金**を申請する欄です。該当する金額を○で囲み、申請額を
記入して下さい。この3つの欄については、将来的に住居をどのような形で再
建するのか、それに対応する申請額を記入いただくものです。
- ・「建設・購入」は1戸建ての家屋を新築したり、マンションの1室を購入する
場合。
- ・「補修」はこの度の災害で被害に遭った住宅を修繕して引き続き生活する場合。
- ・「賃借」はアパートやマンションの1室を借りて生活しようとする場合。

【制度解説】「加算支援金」の申請と支給について

「2 支援金の支給額」のところ、複数世帯と単数世帯別に支給額の一覧表を掲
げました。ご覧のように、加算支援金は住宅の再建方法別に支給金額が異なっており
ます。申請者はどの方法で住宅の再建を図るかを決め、それに応じて支援金を申請さ
れることとなりますが、実際には、被災直後は一時的にアパートを借り、その後諸般
の事情を考慮して住宅を新築するか購入するか、また、被災家屋を修繕して引き続き
住むことにするかを決めるケースも多いと思われます。このような事情も考慮し、新
制度では、これら3つの選択肢のうち、2つ以上該当する場合は、基礎支援金に
加算支援金を加算して支給するものとします。

れか支援金額の高い方の加算支援金を加えることとしております(法第3条第3項)。
被災後どこに住まいを求めて将来的にはどのような形で住宅の再建をされるかは、被災者の皆様が個々に判断され対処されますが、この制度においては、次のようなルールを定めています。

それは、1回目の選択に従って既に支援金を受給し、後日、2回目の別の選択による支援金を申請する場合は、1回目の受給済額との差額を申請することになります。
(例) 1回目で貸借50万円で申請・受給し、2回目に建設で申請すると、差額の150万円が支給されます。

【制度解説】「被災者生活再建支援金支給申請書」(別紙様式第7号)のVについて

※「受給済(B)」の欄に「大規模半壊」の50万円と37.5万円が記載されているのは、この「別紙様式第7号」は2回目の申請にも使用するため、1回目の申請で「大規模半壊」の50万円か37.5万円のどちらかを受給済みである場合にそれを○で囲んでもらうためのものです。

- 例えば、当初「大規模半壊」と認定された世帯が基礎支援金の50万円を受給し、その後事情によりその住宅を解体した場合に、2回目の申請で「解体(半壊・敷地被害)」を、つまり「全壊扱い」の100万円を申請して、受給済みの50万円を差し引いた50万円を受給するケースもありますので、このような表となっております。

- 逆に、「全壊」、「解体(半壊・敷地被害)」、「長期避難」のいずれも「全壊扱い」となるケースを1回目で申請した場合は、2回目の申請となるような新しい状況は考えられませんので、斜線で欄を消しております。

※「受給済(D)」の欄に「賃貸住宅(※公営住宅入居者除く)」の50万円と37.5万円が記載されているのは、1回目の申請で「賃貸住宅(※公営住宅入居者除く)」の50万円か37.5万円のどちらかを受給済みである場合にそれを○で囲んでもらうためのものです。

- 例えば、被災当初「賃貸住宅(※公営住宅入居者除く)」に入居された世帯が加算支援金の50万円を受給し、その後の将来設計として住宅を新築される場合に、2回目の申請で「建設・購入」の200万円を申請して、受給済みの50万円を差し引いた150万円を受給するケースもありますので、このような表となっております。

- 逆に、「建設・購入」、「補修」のどちらかのケースを1回目で申請した場合は、加算支援金の申請を終えていますので、斜線で欄を消しております。

別紙様式第7号

被災者生活再建支援金支給申請書

平成 年 月 日

被災者生活再建支援法人
財団法人 都道府県会館理事長 殿

被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

支給番号	〔世帯主以外の方が申請する場合はその理由：〕	
------	------------------------	--

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んで下さい(単数・複数)

②世帯主の氏名 よみがな

③被災した住宅の住所

II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい

現在の住所	〒 <input type="text"/>	
電話番号	(<input type="text"/>)	

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
<input type="text"/>	<input type="text"/>	普通・当座・その他	<input type="text"/>
ゆうちょ銀行	記号	番号	<input type="text"/>

IV 住宅の被害状況を○で囲んで下さい。(被災日：平成 年 月 日)

被害状況 (全壊・半壊解体・敷地被害解体 ・大規模半壊・長期避難)	〔半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：〕
-----------------------------------------	------------------------

(1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のまま結構です。)

区分	今回申請(A)		受給済(B)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	100万円	75万円	75万円	75万円	住民票 預金通帳の写し
解体(壊・焼跡)	100万円	75万円	75万円	75万円	り 災証明書 その他()
長期避難	100万円	75万円	75万円	75万円	
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
申請額(A+B):					万円

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区分	今回申請(C)		受給済(D)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200万円	150万円	150万円	150万円	契約書の写し
補修	100万円	75万円	75万円	75万円	その他()
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
申請額(C+D):					万円

注1) 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで(その他の場合は書面も記入して下さい。最終
 注2) それぞれの支援金について、「区分」に該当する場合は、それらのうち高い方の額が最終
 的に支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記
 入して下さい。

市区町村役場記入欄
(災害名)

④ 申請期間等

- ア 支援金の申請期間は、自然災害が発生した日から起算して、原則、基礎支援金については13月、加算支援金については37月を超過する日までとなっています(令第4条第1項、第2項)。
- イ 支援金の申請は、原則として世帯主が行うこととなりますが、特段の事情がある場合には、代理人による申請も可能です。その場合は、支援金支給申請書に、その理由を記述してください。
- ウ 世帯主が申請期間内に申請することができないやむを得ない事情などがある場合には、対象世帯または市区町村を単位として申請期間を延長することができます。具体的な取扱いにつきましては、支援法人にお問い合わせください。

2 支援金の支給

(1) 支給方法

支援金は、世帯主本人名義の金融機関(郵便局、農協も可)の口座に振り込みます。なお、単数世帯が支給を受ける前(申請後の場合も含まれます。)に亡くなった場合は、支給されません(支援金は相続の対象となりません。)

(2) 支援金の非課税

支援金は、住宅が全壊等した世帯に対して、生活の再建を支援するために支給されるものであることから、所得税・住民税等の租税その他の公課は課することができな
 いとされています(法第21条)。

(3) 支援金の支給の決定

支援法人は、申請者に対して支援金を支給することを決定したときは、支給番号、申請期間等を記載した支援金支給通知書を、申請者に対しすみやかに交付しなければなら
 ないこととされています。

また、支給しないことを決定したときは、その理由を記した被災者生活再建支援金支給
 却下決定通知書を申請者にすみやかに交付しなければならぬこととされています。

(4) 支援金の返還等

支援金の支給を受けた者に対する支援金の返納とこれに伴う延滞金の取扱い等につ
 いては次のとおりです。

- ① 支援法人は、次に該当する場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消
 すことがあります。
 - ・ 偽りその他の不正の手段によって支援金の支給を受けたとき
 - ・ 支給決定の内容若しくはこれにつけた条件に違反したとき

※ 支援金の支給決定を取り消したときに、取り消しに係る支援金をすでに支給している場合には、支援法人は、期限を定めて当該支援金の返還を請求します。この場合、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金について年10.95%の割合で計算した加算金を納付していただきます。また、納期日までに納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額について年10.95%の割合で計算した延滞金を納付していただきます。

② 支援金、加算金又は延滞金の全部又は一部の返流が滞っている場合には、他の支給すべき支援金があっても、相当の限度において支給を一時停止し、あるいは未納付額と相殺することになります。

③ なお、延滞金及び加算金にあつては、やむを得ない事情があると認めるときは、被災者の申請により、その全部又は一部を免除することができます。

3 長期避難世帯への支援金の支給

○ 長期避難世帯の認定等

法第2条第2号ハに規定する世帯は、噴火災害等の被災者のように避難指示の設定等、長期の避難が見込まれる被災世帯を念頭においたものですが、いわゆる長期避難世帯として認定する場合には、当該認定時点において、避難状態が解消する見通しがなく、世帯員の就労又は就学の状況のほか、他の地域で恒久住宅を確保・移転するなど新たな生活を開始する必要性が生じているか否か、当該避難世帯の実情を十分に勘案して判断する必要があります。

また、都道府県は、当該認定にあつては、災害の現況及び今後の動向等について専門家等の意見を参考にしつつ慎重に検討したうえで決定する必要がありますが、その際、下記に注意して下さい。

① 長期避難世帯の認定の基準日は、最初の火山噴火の日など自然災害の発生した初期の具体的事象が現出した時点をとらえて定めること

② 長期避難世帯の認定をしたときは、次の事項について、速やかに内閣府及び支援法人に報告するとともに、公示を行うこと

ア 長期避難世帯の所在する市区町村名及び地域名

イ 長期避難世帯となつた日

ウ 公示を行う日

エ その他必要な事項

③ 長期避難世帯の認定を解除した場合には、都道府県は、その旨を認定に準じて公示すること。

【 参 考 】 公示の形式例

平成〇年〇月〇日から〇〇山噴火災害において、次の地域内に居住していた世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに定める世帯（長期避難世帯）とする。

平成〇年〇月〇日

〇〇都道府県知事名

- 1 長期避難世帯の居住していた市町村名及び地域名
- 2 長期避難世帯となつた日

○ 長期避難世帯への支援

長期避難世帯は、「火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯」（法第2条第2号ハ）であり、避難指示等により「長期避難世帯」に該当する場合には「全壊」世帯と同様の取扱いとなります（法第2条第2号、法第3条第1項）。

従つて「長期避難世帯」に該当している間に支援金の申請を行えば、基礎支援金が支給対象となります。

避難指示等が解除され、「長期避難世帯」に該当しなくなった場合には、「長期避難世帯」としての支援法の対象ではなくなりますが、この場合には、住宅の被害調査・認定を行った上で「全壊」、「半壊解体・敷地被害解体」又は「大規模半壊」に該当することとなれば、通常の場合と同様に支援法の対象となります（法第2条第2号イ、ロ、ニ）。

その場合の、被災世帯の世帯員数については、避難指示等期間中は、災害が継続していると考えられることから、避難指示等解除日を基準とします。申請期間の起算日についても、避難指示等解除日が起算日となります。

○ 特定長期避難世帯に対する支援金の額の特例

市町村の全区域に災害対策基本法に規定する避難のための立退きの勧告もしくは指し、警戒区域の設定等が行われた時に当該市町村に居住していた世帯で、その期間が通算して3年を経過したもののうち、当該避難指示等の解除の日から2年以内に、当該市町村内に再度居住することとしているもの（特定長期避難世帯）に対する支援金については、法で規定する額に70万円（単数世帯にあつては52.5万円）を加えた額とします。ただし、その額が300万円（単数世帯にあつては225万円）を超えることはできません。（法第3条第4項、令第3条）。

第4章 被災者生活再建支援法人

1 被災者生活再建支援制度と支援法人

(1) 支援法人の指定

内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とするとする一般社団法人又は一般財団法人であって、支援業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、「被災者生活再建支援法人」として指定することができる（法第6条第1項）とされており、財団法人都道府県会館が、平成11年2月8日付けで、被災者生活再建支援法人として指定されました。

支援法人は、支援業務の開始前に、当該業務の実施に関する業務規程を作成し、内閣総理大臣の認可を受けています。また、この業務規程に定めるもののほか、業務の執行に必要事項を定めた業務細則を作成しています。

したがって、支援法人の事務については、「被災者生活再建支援事業業務規程」及び「被災者生活再建支援事業業務細則」に記載されていますので、この章では、支援法人の事務の概略を記載します。

(2) 運営委員会

支援法人は、運営委員会を置くものとされています。

支援法人には、支援法人の趣旨及び支援業務を適正かつ確実に行う観点から法第10条により、都道府県知事の全国的連合組織（全国知事会）の推薦する都道府県知事をもって充てられる委員で構成される運営委員会が置かれています。

支援法人は、(1) 業務規程の作成及び変更、(2) 事業計画書及び収支予算書の作成及び変更について運営委員会の議決を経なければなりません。

また、運営委員会は、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることができるとされています。

(法第10条)

(3) 都道府県に対する支援金相当額の交付

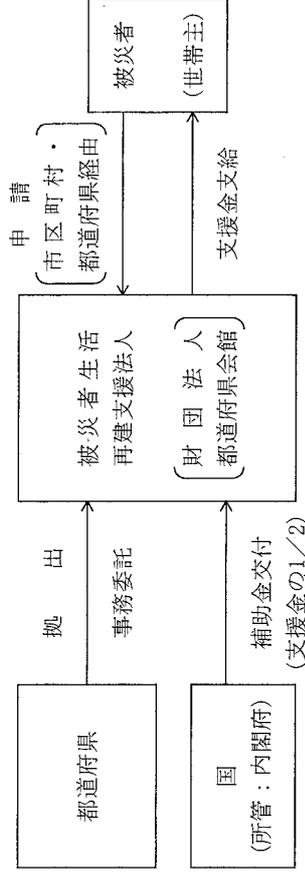
支援法人は、支援金を支給する都道府県に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行います。

(法第7条第1号)

これは、都道府県が、支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託をせず、都道府県自らが支援金を支給する場合に、支援法人が支援金の額に相当する額の交付を行うものです。

(4) 支援金支給の仕組み

支援金は、全都道府県からの支援法人への拠出金（現在600億円）とその運用益さらに国からの補助金を原資としています。



2 都道府県からの支給事務の受託

都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託しています。(法第4条第1項)

都道府県から支援法人が委託を受けて行う事務は次のとおりです。

- ① 支援金の支給の申請に係る書類の審査
- ② 支援金の支給の決定及び却下の決定
- ③ 支援金の支給
- ④ 支援金の申請期間の延長
- ⑤ 支援金の支給の決定の取消
- ⑥ 前記①～⑤に掲げる事務に附帯する事務

(業務規程)

3 支援法人の業務

(1) 支給の申請に係る書類の審査、支給の決定及び却下

世帯主（被災者）からの申請書類は、市区町村においてとりまとめ、確認等を受けた後、都道府県を経由して支援法人に送付されますが、支援法人は、その内容を審査し、支給を行うかどうか速やかに決定します。

(業務規程)

支援法人は、支援金の支給を決定したときは、被災者生活再建支援金支給通知書を、また、支給しないことを決定したときは、その理由を付した被災者生活再建支援金支給却下決定通知書を、世帯主に速やかに通知します。

(2) 支援金の支給

支援法人は、都道府県の委託を受けて支援金の支給を行います。

(法第7条第2号)

支援金の支給方法は、口座振り込みによるものとします。

(3) 支給の決定の取消

支援法人は、被災者が次に該当する場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができますとされています。

- ① 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- ② その他支援金の支給の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反し、又は業務規程に基づく請求に応じないとき。

(業務規程)

(4) 申請期間の延長

① 支援金の申請期間の延長は、令第4条第4項の規定により、支援法人が、被災世帯の世帯主が申請することができないやむを得ない事情があると認められる場合に、行うものとしていますが、この場合でも、本制度が早期の生活再建、地域復興を目的としていることを踏まえ、1年を超えない範囲で、真に必要と判断される期間を設定するものとし、再延長については、更に慎重に検討することとします。

② 特に、基礎支援金については住宅が全壊等した世帯に対する見舞金的性格を有しているものであり、時期を逸せず支給する必要があることから、特段の事情のない限り、申請期間の延長を行わないものとしめます。

③ なお、発生した自然災害の状況によっては、個別に延長期間を定めることが支給事務の煩雑さを招くとともに、被災世帯間の公平性が損なわれることとなるため、原則として市区町村単位に、申請期間の延長を行うことができるとし、この場合には、申請期間を延長した日数、延長を行った理由、対象となる市区町村名について、すみやかに内閣府政策統括官（防災担当）あて報告をするものとし、当該都道府県に連絡することとします。

(令第4条第4項)

4 市区町村への支給事務の一部委託

支援法人は、支援金の支給に関する事務の一部を市区町村に委託することができるものとされています。(法第4条第2項)
支援法人は、この事務の委託に伴う経費について、市区町村からの実費の請求に基づいて支払います。

想定される、支援法人から市区町村への委託事務を例示すると次のとおりです。

- ① 支援金の支給（被災者の口座への振り込みによる場合を除く。）
- ② 支援金の返還に係る請求書の交付
- ③ 加算金の納付に係る請求書の交付
- ④ 延滞金の納付に係る請求書の交付
- ⑤ 返還される支援金、加算金、延滞金の受領及び支援法人への送金
- ⑥ 前記①～⑤に掲げる事務に附帯する事務

(業務規程)

5 支援金支給事務に関する行政不服審査

支援法の規定に基づき都道府県から委託を受けて支援法人が行う支援金支給事務については、行政不服審査法の審査請求の対象となる行政行為であり、支援法人は行政庁たる地位を取得しており、その場合の直近上級行政庁は都道府県であることとされています。

従って、支援法人が支援金支給事務に係る不利益処分を行う場合においては、対象世帯に対し「行政不服審査法の審査請求を都道府県に対して行うことができる」旨の教示をすることとされています。

6 国の補助

国は、支援法人が都道府県に交付する額及び支援法人が支給する支援金の額の2分の1に相当する額について補助することとされています(法第18条)。

したがって、国への補助金交付申請の事務については、支援法人が行うこととなります。

府政防第 230 号
平成20年4月14日

各都道府県被災者生活再建支援法担当部長 殿
財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付
参事官(災害復旧・復興担当)

被災者生活再建支援法の運用に係るQ&Aの送付について

内閣府の防災行政に関しては、平素からご協力をお願いし、厚くお礼申し上げます。
さて、昨年11月に改正された被災者生活再建支援法につきまして、別添の通り「被災者生活再建支援法Q&A」をとりまとめましたので、送付いたします。

今後、業務の参考資料として活用いただくとともに、貴管内の市町村に周知方取り計らわれますようお願いいたします。

被災者生活再建支援法Q&A

文中

「法」=被災者生活再建支援法(平成19年法律第114号による改正後)

※改正前の法を「旧法」とよぶ。

「令」=被災者生活再建支援法施行令(平成19年政令第361号による改正後)

「規則」=被災者生活再建支援法施行規則(平成19年内閣府令第85号による改正後)

「通知880号」=被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について

(平成19年12月14日府政防第880号)

○法の適用関係

【全般】

Q1(支援法の改正について)
改正後の制度概要如何。

A1 下記のとおり。

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - ⑦ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)
- ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2.①に該当)	解体 (2.②に該当)	長期避難 (2.③に該当)	大規模半壊 (2.④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: 防災証明書、住民票 等
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額:600億円)
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

【自然災害】
Q 2 (適用となる自然災害について)
災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村について、支援法が適用されることだが、災害救助法に基づく指定が行われなければ、支援法が適用されないという趣旨か。

A 2 令第1条第1号は「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村」となっており、災害救助法の指定がなされなかった場合でも、被災世帯の数が災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村は、支援法の対象となる。

【世帯】
Q 3 (世帯について)
数世帯が同一の住宅に同居している場合、世帯の取扱いをどのようにしたらよいか。

A 3 本制度は住宅被害に着目した制度であるが、集合住宅も想定し、支援対象は、建物単位ではなく、世帯単位として扱っているものである。ここで、「世帯」とは、「社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにするもの集まり又は独立して生計を維持する単身者というもの」である。
従って、数世帯が同一家に同居している場合で、いずれも生計を1つにしていれば、それは、それぞれを「世帯」として取り扱うこととなる。その場合の確認書類としては、通知880号に示すとおり、災害発生時において住民票が別になっていることが原則であることから、住民票で確認することになる。住民票が同一であっても、電気、水道等が別に契約されている場合には、通常は住宅の構造上も、別の世帯であることは明らかであると考えられ、その場合には支払い料金の明細等で確認し、住民票を補充する資料として申請書に添付するものとする。

Q 4 (世帯主以外の申請について)
支援金の支給は被災世帯の世帯主(特段の事情がある場合には、当該世帯主に準じる者)の申請に基づき行うとあるが、世帯主の明確な定義及び世帯主に準ずる者の明確な定義は何。

A 4 世帯主とは、災害が発生した日において、主として当該世帯の生計を維持している者をいう。
「生計を維持している」とは、社会通念上その者が世帯に属する他の者を扶養していると認められる場合をいうものとするが、当該扶養の判断を一律に定めることは困難であることから、住民票により判断することを原則とする。Q 3で電気、水道等の料金明細が提出される場合にはその契約者ということになる。
申請は世帯主が行うことが原則であるが、諸般の事情を考慮し、困難であれば他の者を「当該世帯主に準じる者」として取り扱って差し支えない。
なお、世帯主以外の者が支援金の支給を申請する場合は、被災者生活再建支援金支給申請書にその理由を記載させ、個々の事情に即してその理由の適否を判断する。

【住宅】
Q 5 (住宅の定義について)
「居住する住宅」の範囲如何。例えば、主たる棟は全壊等に至らなかったが、付随する別棟の台所、トイレ、納屋等が全壊等した場合の取り扱い如何(法第2条第2号)。

A 5 住宅とは、現実的に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。
いわゆる「離れ」については日常的には一体的に使用されているものであるれば、合わせて1戸の住宅として取り扱うことになる。

つまり、1戸の住宅として認定するのであれば、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)(以下「被害認定基準」という。))」に則り、母屋及び「離れ」を含め、床面積の損壊割合又は住家の主要な構成要素の損壊割合を算定し、被害認定を行うことになり、「全壊」「大規模半壊」の認定がなされれば支援の対象となる。

Q 6 (店舗兼住宅に被災した場合の支援の考え方如何)
店舗兼住宅が被災した場合の支援の考え方如何。

A 6 店舗兼住宅の被害認定調査については、事業用の部分(店舗部分)は原則として住宅に含まず、その居住する部分(住宅部分)について調査を行う。ただし、店舗部分の被害が、住宅部分に「居住のための基本的機能を喪失」するような影響を及ぼす場合は、これを住宅の被害として調査することは可能である。例えば、1階に店舗部分があり、2階を住宅として用いている場合で、1階部分の柱が傾斜するといった構造的な被害が生じたために、「居住のための基本的機能を喪失」する場合は、それをもとに調査を行う。
その結果、住宅部分が全壊等の被害と認定された場合は、支援の対象となる。

Q 7 (集合住宅の判定基準について)
集合住宅の判定方法如何。

A 7 集合住宅については、原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定する。
ただし、特定の住戸に著しい被害が生じた場合等各住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、各住戸別に判定し認定するものとする。

○被害認定関係

【被害判定】

Q 8 (被害認定基準について)
大規模半壊の認定は、「延べ床面積の損壊割合」と「経済的被害」とのどちらから一方が基準に達した場合でよいか。また、判定は申請受付を行う者(県・市町村)の判断に委ねるものとしてよいか。

A 8 大規模半壊世帯とは、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、被害認定基準による「半壊」基準のうち、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定(損壊基準判定)が50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損壊の割合による判定(損害基準判定)が40%以上50%未満のものをいう。
具体的な判定は、当該都道府県、市町村の判断に委ねることになるが、上記認定基準に則り、執り行われたい。

Q 9 (浸水等により被害を受けた住宅を被害認定する際のポイント如何)
浸水等により被害を受けた住宅を被害認定する際のポイント如何。

A 9 浸水等による住宅被害においては、床材、壁材、断熱材などの建材は、一度浸水すると、本来の機能を喪失し、又は通常求められる住居の快適性を著しく阻害する状況がある。例えば、浸水の水位が低位であった場合でも、壁内部のパネルや断熱材の吸水により、壁の全面が膨張している場合であり、その際は、「内壁」全面の損傷として取り扱うこととなる。
また、水廻りの衛生設備等については、一度浸水すると、使用できない場合がある。

さらに、浸水被害をもたらす台風災害においては、強風による屋根や天井の被害、水圧若しくは土石や泥流の流入による柱や基礎の被害を伴う場合もある。
このように、浸水による被害に加え、外力による被害が同時に発生している場合には、地震等による被害による被害調査を並行して行い、双方の判定で部位別の損害割合に差が生じる場合には、より大きい方を当該部位の損害割合とすることができ(混合被害)。床上浸水等の被害に係る住宅の被害に認定にあたっては、「浸水等による住宅被害の認定について(平成16年10月28日府政防第842号)」に基づき、執り行われたい。

Q 10 (延床面積の判定基準について)
住家半壊の基準は、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定(損壊基準判定)によると「延床面積の20%以上70%未満のもの」が半壊となり、うち50%以上70%未満が大規模半壊と位置づけられているが、一方で、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、部分別損傷率(損害基準判定)で判定する方式となっている。両者の違いをどのように考えたらよいか。

A 10 住家の被害認定基準は、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定(損壊基準判定)と、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定(損害基準判定)がある。
「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」で示した住家の被害認定基準は、近年の住宅構造や仕様の变化に伴う被害態様の多様化、住家の主要な構成要素の経済的被害の判定に伴う努力、時間を考慮し、部位別構成比を採用して損害割合を算出し、判定することとしたものである(損害基準判定)。
損壊基準判定は、部位別構成比に拘ることなく損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積に占める割合で判定することとなるが、一般的には火災の判定に用いられている。
なお、損壊については、一見してその部分の滅失したことが明確なものか、または滅失に準じる程度のものかと考える。

Q 11 (損害基準判定について)
「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」には、一般的な住家を想定した部位別構成比が示されているが、この構成比を变えることは可能か。
また、浸水による被害の場合、例えば木造の場合の部位別構成比には「柱」と「基礎」が除かれているため、合計70%となっているが(運用指針92頁)、これを合計100%として取り扱うことも可能か。

A 11 住家の部位別構成比は、その規模、階数、仕様により異なり、また、地域差も存することから、地域に応じた適切、適当と思われる部位別構成比を設定することもできる(運用指針3頁)。
また、柱、基礎が損傷した場合には、地震等による被害(運用指針第1編)の損傷の基準及び部位別構成比を参照し、構成比が合計100%となるよう取り扱って差し支えない。

Q 12 (大規模半壊認定基準について)
損害割合が40%以上50%未満のものは、全て大規模半壊と認定してよいか。構造耐力上主要な部分の補修は必須となるのか。

A 12 大規模半壊世帯とは、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければならないことが困難な世帯を指すが、損壊基準判定が延べ床面積の50%以上70%未満のもの、又は損害基準判定が40%以上50%未満の場合は、通常「構造耐力上主要な部分の補修」が必要と考えられることから、「大規模半壊」として取り扱って差し支えない。

Q 13 (被害認定の実施者について)

建築技術等について十分な専門知識がある者でなければ判断することが困難であると考えられるが、行政職員だけでは対応ができない場合、建築業者等へ委託することも可能か。また、判定者の資格・要件はあるのか。

A 13 基本的に調査員2名(うち1名は建築技術の専門的知識を有するもの)で行うことが望ましいが、被害認定に係る最終的な責任は当該市町村が負うべきものであることから、この限りにおいて委託及びその範囲については、当該市町村で判断することになる。なお、都道府県においては、平時から市町村に対する応援態勢等を整備し、発災時には相互に協力して執り行われたい。

【解体事由・時期】

Q 14 (半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する「やむを得ない」事由について)
半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する「やむを得ない」事由の判定基準如何。

A 14 「やむを得ない事由」とは、「当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これに準じるやむを得ない事由」(法第2条第2号ロ)である。

様々なケースが想定されるが、例えば、豪雨により住家に流入した土砂の撤去のためや、耐え難い悪臭などのためやむを得ず解体する場合は「やむを得ない事由」に該当すると考えられる。また、敷地被害については、敷地の修復のため住宅を解体せざるを得ないという場合が典型例である。

具体的認定にあたっては、被害の事情を踏まえ、適切に運用されたい。

Q 15 (半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する時期について)

半壊世帯や敷地被害世帯はいつまでに住宅を解体する必要があるのか。

A 15 支援金の支給を受けるためには、被災者生活再建支援金支給申請書を提出する必要があり、これには住宅の被害状況を記入し、り災証明書、登記簿謄本(滅失登記済)など住宅の被害等を証明する書類を添付することとなる。
そのため「解体」は、申請期間内に行われる必要がある。

なお、被災後、相当期間経過してから解体を行うケースについては、一般的に、自然災害との関連性が薄れていることから、「やむを得ない事由」については慎重に判断されたい。

【り災証明書】

Q 16 (大規模半壊の被害認定の証明について)

大規模半壊認定はり災証明書に記載するべきか。別の証明書類による場合、その様式如何。

A 16 り災証明書について定めた法令上の規定はないが、防災に関する事務は基本的に市町村の事務とされており(地方自治法第2条、災害対策基本法第5条)、市町村の災害対策(救助)の一環として発行されているものである。

その様式に特段の定めはないが、支援法業務の円滑な推進のため、原則として、り災証明書に「大規模半壊」の記載をするものとする。
ただし、り災証明書に記載できない特段の事情があれば、別に大規模半壊であることを証明した書類を添付しても差し支えない。

○支援金支給関係

【支援金の用途】

Q 17 【支援金の用途制限について】
支援金には全く用途制限はないのか。

A 17 支援金には使途の制限は一切なく、事後の報告も必要ない。加算支援金を受給するには居住する住宅を建設する等の要件があるが、加算支援金は住宅建設に対する直接の支援ではなく、被災世帯の生活の再建を支援するための見舞金的な性格のものなので、その使途については限定は付されていない。

【居住形態】

Q 18 (被災後の居住形態の変更について)

被災後の居住形態の変更(賃貸住宅入居→住宅再建)は可能か。

A 18 可能である。例えば、最初の申請時には再建方法が未確定で賃貸住宅に入居していたが、第2回目以降の申請時に自宅を再建することが決まった場合等である。

賃貸住宅に入居した時点で50万円(単数世帯であれば37.5万円)の加算支援金を受給していた場合は、住宅再建による加算支援金200万円(単数世帯であれば150万円)を受給する際に、既受給額が差し引かれることになる。

なお、住宅を補修して加算支援金100万円(単数世帯であれば75万円)を受給した場合には、住宅が補修された時点で本制度の目的とする被災世帯の生活再建は達成したものと考えられることから、その後別途住宅を建築し、又は購入したとしても、原則、加算支援金の対象とはならない。但し、浸水被害のように、住宅を補修した後もお悪臭等が止まず、居住することが困難であるなど、特別、合理的な理由が認められる場合には、この限りではない。

Q 19 (被災後に世帯を分ける場合について)

構成員が複数の世帯が居住していた住宅が全壊し、別々の住宅に分かれて居住すること余儀なくされた場合においても、基礎支援金、加算支援金の申請にあたって、一つの世帯として考えるのか(法第3条第2項)。

A 19 世帯に関する認定は、原則として災害が発生した日を基準としており、一つの世帯として被災時の世帯主に支給される。

Q 20 (世帯外の者との共同契約、共有名義について)

住宅を世帯外の者との共同契約、共有名義で建設した場合は、加算支援金の要件を充たすこととなるか。

A 20 共同契約、共有名義であっても、その被災世帯が住宅に居住するのであれば該当する。たとえ、被災地外に住む親族の支援を受けて、共同で契約し、共有名義で登記するといった場合が該当する。

Q 21 (複数の被災世帯の同居について)

別に住んでいた複数の被災世帯が共同契約、共有名義で1軒の家を建てて同居しようとする場合でも、加算支援金は各被災世帯それぞれに支給されるのか。

A 21 共同契約、共有名義で、その複数の世帯が皆、当該住宅に居住するのであれば、それぞれに支給される。別に住んでいた複数の被災世帯が資金を持ち寄り住宅を建てて同居するといった場合が該当する。

【全壊世帯】

Q 22 (全壊世帯が補修する場合について)
全壊世帯が家屋を補修する場合でも加算支援金は支給できるのか。

A 22 加算支援金は住まいの再建方法に応じて支給されるものであり、全壊世帯であっても補修で済ませれば、補修した場合の100万円(単数世帯では75万円)の申請を行うことができる。

【建設と補修】

Q 23 (建設と補修の定義について)

支援法における「建設」と「補修」の定義はどう考えればよいのか。

A 23 従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用しないで住宅を造ることを「建設」とし、従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用して住宅を造ることを住宅の「補修」とする。

被災世帯が、従前の建物以外の建物(以下「別の建物」という。)を増築して居住する場合についても、原則として住宅の「補修」にあたることとするが、増築した部分で住宅としての機能が完結していれば、別の建物と同一敷地内にある場合、別の建物と一部の壁や配管等が共有されている場合でも「建設」とする。

なお、「補修」は大規模半壊以上の被害を受けた被災世帯が対象であるから、令第2条に定める部分の工事を伴うものを想定している。

ただし、いずれの場合も被災者が自ら居住する目的で行うものを対象とする。

Q 24 (建設、補修の例について)

以下の改築(残存部分を利用しつつ、被災住宅とほぼ同規模の住宅を造る)の場合には、加算支援金で「建設」又は「補修」のどちらになるのか。また、各ケースにおいては、改築ではなく増築(被災住宅以上の規模の住宅を造る)とした場合はどうか。

- ①被災住宅の一部(例えば基礎や柱)を残して解体し、改築した場合
- ②床面積で半程度程度の被災した部分を解体し、改築した場合
- ③被災した部分のみ(例えば、居間一室やトイレのみ)を解体し、改築した場合

また、被災住宅の一部を残して解体(被災部分の一部除却)し、その一部と空間を空けて新築した場合はどうか。

A 24 一般的には以下のように解される。但し、実態に応じて判断をお願いしたい。なお、増築部分があっても考慮する必要はない。

①補修(増築の場合も同じ)

②補修(〃)

③ともに補修(〃)

Q 25 (建設、補修の例について)

被災世帯(親)が住宅を解体して、子の住宅(被害無し)を増築して居住する場合は、加算支援金で「建設」又は「補修」のどちらになるのか。

また、増築家屋の名義が親か子かで取扱いが異なるのか。

A 25 増築部分において住宅としての機能が完結していれば「建設」、その他の場合は「補修」となる。

名義は、被災世帯である場合に限る(子と共有でも可能)。

【補修】

Q 26 (災害救助法の応急修理について)

災害救助法に基づき応急修理は住宅を補修した場合に該当するのか。

のと解すべきであり、ホテルや旅館等の仮住まいは該当しない。敷金・礼金の支払いの有無、住民登録の有無などにより仮住まいでないことを確認されたい。

Q 3 3 (再建先を老人ホームにした者の支援について)
高齢者の被災者が、再建先を老人ホームにした場合、加算支援金は「賃借」となるのか。

A 3 3 ホームの形態や契約内容等によって、賃借に限らず購入になる場合や、そのいずれにも該当しない場合も考えられ、個別具体的に判断されたい。
なお、病院に入院した場合、介護保険における施設サービス提供機関(特別養護老人ホーム、老人保健施設など)に入所した場合は、いずれも該当しないものと解する。

Q 3 4 (従前の賃貸住宅に引き続き居住する者への支援について)
住んでいたアパートが被災したが、大家が即座に補修し引き続き住み続けている場合には、自ら新たな住居を確保する必要は無いが、そのような場合であっても加算支援金の「賃借」の対象となるか。

A 3 4 当該アパートが全壊又は大規模半壊の場合には、引き続き住み続けた場合にも対象となる。

【他道府県への移転】

Q 3 5 (申請先について)
被災時に居住していた都道府県以外の地域において住宅を再建する場合も加算支援金の支給要件に該当するとのことだが、被災者は、どちらの都道府県の市町村に申請等を行うべきか。

A 3 5 支給の申請は、被災者が被災時に居住していた都道府県の市町村に行うこととなっている。

【証明書類】

Q 3 6 (支援金支給に係る添付書類(り災証明書)について)
支援金支給に係る添付書類として、「住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市町村が発行するり災証明書」が必要であるが、り災証明書は被災してから受領するまでに日数を要すること、また被災者の早期の生活再建を支援する観点から、り災証明書の発行を受けていない場合であっても、他の被害程度を確認できる書類の添付をもって支給申請を受理できないか。

A 3 6 市町村は、被災世帯がり災証明書の発行を受けていない場合であっても、住宅の倒壊(災害に係る住家の被害認定基準運用指針)における一見して住家全部が倒壊しているものなど)が写真で確認できる場合は、その添付をもって受理することも可能とする。なお、り災証明書の提出を不要とするものではなく、り災証明書の発行が開始された後、遅滞なく提出することが必要である。

Q 3 7 (支援金支給に係る添付書類(契約書等)について)
加算支援金の申請にあたっては、契約書の写しの添付が必要とされているが、「補修」の場合など契約書がない場合は、見積書で代替することは可能か。

A 3 7 見積書は工事を行ったことを確認できる書類とは言えないので、見積書と併せて工事の写真や領収書などを添付することで契約書に代替できる。

A 2 6 応急修理は仮住まいのためのものであり、恒久的な住まいの再建を支援する法の趣旨に合致しないことから、応急修理だけでは支援法上の補修には該当しない。
なお、災害救助法に基づく応急修理は地方公共団体が契約主体であり、この点からも被災世帯が補修を行ったことにはならない。

Q 2 7 (借家の補修について)
借家の補修も加算支援金の「補修」の対象になるのか。(対象になる場合は、大家の承諾書が必要か。)

A 2 7 借家は大家の事業用資産として大家が補修を行うべきものであり、借家人が補修を行うことは通常考えにくいことから、原則、対象とならない。

【大規模半壊世帯】

Q 2 8 (大規模半壊世帯の住宅再建について)
大規模半壊世帯が新たな住宅の建設または購入を行う場合は、それに応じた加算支援金を受給できるのか。

A 2 8 加算支援金は住宅の再建方法に応じて支給されるものであり、大規模半壊世帯であっても、新たな住宅の建設または購入を行う場合は、加算支援金200万円(単数世帯では150万円)を申請できる。

Q 2 9 (やむを得ず家屋を解体する場合の支援について)
大規模半壊世帯がやむを得ない事由により家屋の解体を行う場合の支援内容如何。

A 2 9 大規模半壊世帯が「当該住宅の倒壊による危険を防止するために必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯」(法第3条第2項ロ)に該当する場合、全壊世帯と同等の支援となる。

【解体撤去費】

Q 3 0 (従前住宅の解体撤去費について)
従前住宅を解体しただけでは加算支援金は受給できないのか。

A 3 0 加算支援金が受給できるのは、住宅に全壊等の被害を受けた被災者が、その居住する住宅の建設、購入若しくは補修又は民間賃貸住宅に入居した場合である。基礎支援金は全壊等の被害があれば支給され、その使途に制限はないので、解体撤去費に充てることが可能である。

【賃借】

Q 3 1 (親戚等の住居を賃借した場合について)
親兄弟及び親戚縁者等の住居の一部の部屋を間借りするなどした場合、賃貸住宅に入居したのとして加算支援金を受給できるのか。

A 3 1 使用料、賃借料が発生している場合は該当し得る(但し、契約書等証拠書類が必要である。)

Q 3 2 (賃貸住宅の範囲について)
賃貸住宅は、ホテルや旅館であっても良いのか。

A 3 2 本制度の趣旨から住まいの再建は恒久的なものであることが要件となっているも

【申請の時期】

Q 3 8 (住宅再建前の申請について)

住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金は、住宅の再建前に申請可能か。

A 3 8 加算支援金は、たとえれば住宅建設が完了しなくなるとも契約書の写しを申請書に添付することで受給することが可能であるので、周知に努めていただきたい。

○長期避難世帯関係

【認定関係】

Q 3 9 (長期避難世帯認定の趣旨と避難指示等との関係如何)

A 3 9 長期避難世帯は「火砕流等による被害が発生する危険な状態が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたって継続することが見込まれる世帯」であり、避難指示、勧告、警戒区域の設定等(以下、避難指示等)が解除される見通しがなく、世帯の生活及び住宅の実情等から新たな生活を開始する必要性が生じていると判断される場合に当該都道府県において認定するものとしている(通知880号)。

このことから、通常は、避難指示等が解除されると長期避難世帯の認定も解除することとなるが、避難指示等の解除後もライフラインの復旧に期日を要する場合には、ライフラインの復旧により、居住が可能となるまで、長期避難世帯として取り扱うことができる。

【支援内容】

Q 4 0 (支援内容について)

長期避難世帯の支援内容如何。

A 4 0 長期避難世帯に該当するとして認定が継続している間は、世帯の生活及び住宅の実情等から避難先において新たな生活を開始する必要性が生じていると判断されることから、全壊世帯と同等の支援となる(法第3条第2号ハ)。

そのため、この期間中については、申請期間(災害が発生した日から13月、37月)内に支援金支給の申請を行えば、全壊世帯と同様の支援が受けられる。

なお、長期避難世帯の認定が継続している間に、災害発生以前に居住していた住宅の補修や建て替えが行われることは想定されておらず、加算支援金の対象とはならない。
長期避難世帯の認定解除後は、住宅の被害状況(全壊(半壊等でやむを得ず解体する場合を含む)、大規模半壊)に応じた支給を行うこととなる。

○申請手続き関係

【申請期間】

Q 4 1 (申請期間の延長事由について)

被災世帯の世帯主が申請することができないやむを得ない事情があれば、申請期間を延長できるとあるが、どのような場合が考えられるのか(令第4条第4項)。

A 4 1 区画整理により長期期間を要する場合等、住宅の再建に着手する期間が長期にかかると考えられる。

支給申請期間の延長については、都道府県(事務を受託した場合は支援法人)が行うものとするが、この場合でも、本制度が早期の生活再建、地域復興を目的としていることを踏まえ1年を超えない範囲で、真に必要と判断される期間を設定するものとし、再延長については更に慎重に検討する必要がある。

特に基礎支援金については住宅が全壊等した世帯に対する見舞金的性格を有しているものであり、時期を逸せず支給する必要があることと、また被災世帯であることの認定(解体理由の妥当性の確認等)を速やかに行う必要があることから、特段の事情がない限り、申請期間の延長は行うべきではない。

また、発生した自然災害の状況によつては、個別に延長期間を定めることが支給事務の繁雑さを招くことととも、被災世帯間の公平性が損なわれれることとなる場合があり、その際は市町村を単位として、申請期間の延長を行うことも可能である。

Q 4 2 (実績の確認について)

住宅の建設等加算支援金支給の要件は契約書等で確認することだが、契約が履行されなかったことが判明した場合には、どのようにすべきか。

A 4 2 一度住宅の建設等が契約書等で確認され、加算支援金が支給された段階で一連の手続きは完了する。その後、契約が履行されていない事実を把握した場合には、加算支援金の返還が必要となるので、支援法人に連絡されたい。なお、当初から虚偽の契約書等で加算支援金を受給したことが判明した場合には刑事告発なども含め、適切に対応されたい。